

議案第30号 和解案の受諾について

1 事件名 徳島地方裁判所令和2年(ワ)第287号貸金返還等請求事件

2 当事者 原告 小松島市

被告 D

3 和解案

- (1) 被告は、原告に対し、本件和解金として、679万1996円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和4年5月20日限り、阿波銀行小松島支店の「小松島市会計管理者」名義の普通預金口座(口座番号0950415)に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 原告は、本件和解金を原告と訴外 F との昭和56年3月30日付け住宅新築資金等貸借契約及び同年11月21日付け住宅新築資金等貸借契約の元金及び利息金に充当するものとし、被告は、これに同意する。
- (4) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (5) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

事件の概要（参考）

1 訴えの提起

被告らが、貸金の返還及び保証債務の履行をしないため、令和2年9月3日、令和2年9月定例会議に議案第96号として訴えの提起を提案し、同月29日、議会の議決（可決）を得たため、同年10月9日、徳島地方裁判所へ訴状を提出した。

令和2年11月25日、第1回口頭弁論から裁判が始まり、令和3年2月18日、被告 C について判決が言渡された。被告 A 及び被告 B について、令和3年5月1日に破産免責が確定し、本件債権について免責されたことから、同月14日、同被告らに対する訴えを取り下げた。

2 和解勧告（和解案）

令和3年10月28日及び同年11月29日の和解期日を経て、令和4年1月21日、現時点までの主張・立証の状況、被告 D の資力及び弁済可能性を踏まえたうえで、本事件解決のため、裁判官から、被告 D との和解勧告が出され、和解案が示された。

なお、被告 E については、裁判官から和解勧告は出されず、令和4年2月10日に判決が言渡された。

3 本市の対応

被告 D との和解並びに前項の和解案について検討した結果、受諾する方向となった。

4 被告の対応

被告 D について、すでに徳島地方裁判所へ和解案受諾の意思表示をしている。